

製菓衛生師名簿訂正・製菓衛生師免許証書換交付申請書

令和 年 月 日
関西広域連合長 様
〒 ー

現 住 所 _____
(ふりがな) ()
氏 名 _____
平成・昭和 年 月 日生
(電話番号 ー ー)

製菓衛生師法施行令 第3条第1項 第5条第1項 の規定により、下記のとおり 製菓衛生師名簿の訂正 製菓衛生師免許証書換交付
を申請します。
記

登 録 府 県 等		関西広域連合 ・ 府 県		
登 録 番 号		第 号		
登 録 年 月 日		昭和・平成・令和 年 月 日		
変 更 内 容	事 項	変更前	変更後	変更年月日
	(ふりがな) 氏 名	()	()	・
	旧姓併記の希望	有・無【※旧姓氏名：】		※希望有の場合、 旧姓の氏名を記入
	通称名併記の希望	有・無【※通称名：】		※希望有の場合、 通称名を記入
	本籍地都道府県 (日本国籍を有しない方は国籍)			・
	性 別			・
	生 年 月 日			・
(変更理由) 転籍 婚姻 離婚 養子縁組 帰化 氏名の変更 ※いずれかに○を その他 () してください。				

【添付書類】 1 戸籍抄（謄）本等
2 製菓衛生師免許証（書換交付申請の場合） ※その他詳細は裏面に記載

領収済証明書貼付欄
(2, 800円)

※納入通知書の領収印欄に「1」と記載の
ある部分をお貼りください。
※収入証紙、収入印紙では申請いただけません。

名簿訂正・免許証書換交付申請手続

1 必要書類（提出書類は返却されません。）

(1) 製菓衛生師名簿訂正・製菓衛生師免許証書換交付申請書

(2) 手数料領収済証明書（申請書に貼り付け）

※ 手数料は納入通知書に記載の金融機関窓口で納入通知書により払い込み、金融機関の領収印の押された「領収済証明書（申請書貼付用）」を申請書に貼り付けてください。

(3) 変更事項を証する戸籍抄（謄）本等（発行日から6か月以内のもの） ※ コピー不可

※ 旧免許証の記載事項（氏名、本籍地都道府県名など）からの変更経過が新しい戸籍抄（謄）本で確認できない場合は、最新の戸籍抄（謄）本に加え、除籍抄本や改製原戸籍抄本が必要です。
氏名や本籍地の変更後、年数が経過している場合や、本籍地の変更を複数回されている場合には、ご提出いただく戸籍抄本等に変更経過が記載されているか、必ずご確認ください。

旧姓併記を希望する方は、その旧姓が確認できる戸籍抄本等が必要です。

日本国籍を有しない方は次の書類を添付してください。

・短期在留者：「旅券その他の身分を証する書類の写し」及び「変更事項を証する書類」
・中長期在留者、特別永住者：「住民票（国籍等の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの」及び「変更事項を証する書類」
（詳細は「日本の国籍を有しない方の添付書類」のとおり。）

(4) 旧製菓衛生師免許証

※ 製菓衛生師免許証の書換交付申請にあたり、製菓衛生師免許証を紛失されている場合は、「製菓衛生師免許証再交付申請」も同時に行ってください。（手数料別途必要）

(5) 遅延理由書（別添様式）

提出期限（変更を生じた日の翌日から起算して30日以内）を過ぎているときは、添付してください。

2 申請書記載にあたっての注意点

(1) 字は、黒インクのボールペン等の消えないものではっきりと記入してください。

(2) 氏名については、戸籍抄（謄）本を参照し、記入してください。

(3) 登録府県等欄は、免許を受けた府県名を記入してください。関西広域連合から免許を受けた方は、関西広域連合に○をつけてください。

(4) 変更内容欄は、変更のあった事項のみ変更前、変更後の内容を記入してください。

(5) 変更内容の氏名は、戸籍に記載されている文字を用いて記入してください。

日本国籍を有する方で、旧姓の併記を希望する方は「旧姓併記の希望」の有に○をつけて、旧姓氏名欄に記入してください。日本国籍を有しない方で、通称名の併記を希望する方は住民票を参照し「通称名併記の希望」の有に○をつけて、通称名欄に記入してください。

(6) 日本国籍を有しない方は、本籍地都道府県欄に国籍を、生年月日は西暦で記入してください。

3 申請書の提出について

必要書類をそろえ、下記提出先まで簡易書留で郵送してください。

提出先 〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-51 大阪府立国際会議場11階

関西広域連合 製菓衛生師免許担当

受付時間：平日の午前9時30分～午後5時まで（年末年始を除く。）

電話：06-4803-5669

4 必要書類に不足や不備がある場合

必要書類に不足や不備がある場合は、事務局から書類の追加提出や補正について連絡します。対応いただけない場合や連絡が取れない場合、当該申請は受理から3か月をもって無効となります。

5 免許証の交付

申請書受理後、最長4週間程度で、申請書に記載の現住所あて簡易書留で郵送します。

・郵送後に返戻があった場合は、申請者にて郵便料金（簡易書留）を負担いただく必要があります。

・返戻された日から1年以内に連絡がない場合は、免許証を廃棄しますのでご了承ください。

遅延理由書

令和 年 月 日

関西広域連合長 様

〒 ー

現 住 所 _____

氏 名 _____

昭和
平成 年 月 日に、製菓衛生師名簿登録事項に変更を生じましたが、下記
令和

の理由により遅延しました。

今後、注意をいたしますので、手続についてよろしくお願いします。

記

1. 法令を不知
2. 失念
3. その他 ()

※ 提出期限（変更を生じた日の翌日から起算して30日以内）を過ぎているときは、この遅延理由書を申請書に添付してください。